コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

MARUWA CO.,LTD
最終更新日:2015年7月10日
株式会社MARUWA
代表取締役社長　神戸　誠
問合せ先:取締役　管理本部長　永光　哲也
証券コード:5344
http://www.maruwa-g.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は現在の成長ステージにおいては、変化の激しい電子部品市場にスピーディかつフレキシブルに対応し、効率的な経営を実現することこそが至上課題と考えており、ガバナンス体制の構築においてもこの課題を主眼に対応しております。今後は企業という社会の公器として、次なるステージへの継続的な成長を図るべく、評価体制と内部統制を充実させ、全社的なガバナンス体制の向上に努める所存であります。
また、グローバルレベルでのパブリック・カンパニーとして、株式市場および社会に向けて更に透明度の高い経営を実行できるよう、ガバナンスの質を高めていく所存であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ケーマルワ	3,498,520	28.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,567,600	12.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	550,900	4.45
HSBC　ファンド　サービシィズ　スパークス　アセット　マネジメント　コーポレイテッド	456,500	3.68
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	456,500	3.68
神戸　誠	290,000	2.34
ザ　バンク　オブ　ニューヨーク　メロン　インターナショナル　リミテッド　131800	254,300	2.05
資産管理サービス信託銀行株式会社	251,800	2.03
神戸　芳樹	243,070	1.96
神戸　節也	159,900	1.29

支配株主(親会社を除く)の有無	株式会社ケーマルワ
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

該当事項はございません。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
面出　薫	他の会社の出身者	△										
飯塚　千恵里	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
面出　薫	○	当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として選任しております。	照明デザイナーとしての豊富な経験と専門知識を有しており、主に当社グループ照明機器事業にかかる有益なアドバイスをいただける、さらに経営に長年にわたって携わられ、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと期待されると判断いたしました。。
飯塚　千恵里	○	当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として選任しております。	照明デザイナーとしての豊富な経験と専門知識を有しており、主に当社グループ照明機器事業にかかる有益なアドバイスをいただけるものと期待されると判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査の状況については、内部監査室を設置し、1名の専任者を配置しております。内部監査の手続については、定期的な社内監査を実施し、監査結果を社長へ報告するとともに必要な場合には監査役会へ報告することとしております。また、財務報告に係る内部統制の評価・監査についても内部監査室において実施しております。

監査役監査の状況については、監査役会（常勤監査役1名、非常勤監査役2名）を設置しております。監査役監査の手続については、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、当社及び子会社における業務及び財産状況の調査を実施しております。

内部監査室及び監査役と会計監査人は、定期的に会合を持つ他、その都度必要に応じ当社及び子会社の監査情報の交換を行っております。また、内部監査室と監査役についても随時意見交換を行い、監査役から業務の補助を求められたときにはそれを実施するなど連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
光岡　正彦	他の会社の出身者													
松本　茂裕	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
光岡　正彦	○	当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として選任しております。	公認会計士における長年の実務経験と企業会計に関する幅広い見識を有していることから適切な監査を行っていただけるものと判断したためであります。
松本　茂裕	○	当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として選任しております。	税理士としての長年の実務経験と税務に関する幅広い見識を有していることから適切な監査を行っていただけるものと判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

株主価値を意識した経営の推進を図るとともに、当社グループの業績向上に対する意欲を一層向上させ企業価値を増大させることを目的に、当社および当社子会社の取締役及び従業員に対し、新株予約権を無償発行しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

その他は執行役員であります。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役　5名	98,937千円
監査役　2名（社外監査役を除く）	12,562千円
社外監査役　2名	550千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会及び監査役会を通じて、必要な情報を提供しております。また必要な情報は文書管理規程に基づき、いつでも要請に応じて閲覧できる状態にあります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

社外取締役面出薫氏は、照明デザイナーとしての豊富な経験と専門知識を有しており、主に当社グループ照明機器事業にかかる有益なアドバイスをいただける、さらに経営に長年にわたって携わられ、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと期待されることから社外取締役に選任しております。社外取締役飯塚千恵里氏は、照明デザイナーとしての豊富な経験と専門知識を有しており、主に当社グループ照明機器事業にかかる有益なアドバイスをいただけるものと期待し社外取締役に選任しております。

社外監査役光岡正彦氏は、公認会計士における長年の実務経験と企業会計に関する幅広い見識を有していることから社外監査役に選任しております。また、社外監査役松本茂裕氏は、税理士としての長年の実務経験と税務に関する幅広い見識を有していることから社外監査役に選任しております。

社外取締役および社外監査役の選任につきましては、会社の最高権限者である代表取締役などと直接利害関係のない有識者や経営者から選任することにより、経営の健全化の維持・強化を図っております。

なお、社外取締役2名および社外監査役2名と当社との間には、特別な利害関係はありません。

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役2名及び社外監査役2名による外部からの経営監視が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社では株主様の出席を促すため、例年第一集中日を回避して株主総会を実施しており、2015年は6月24日に開催しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ、投資家情報において、情報開示方針を開示しています。	
その他	1on1で四半期ごとに個別訪問をし、状況を報告しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の基本理念「会社の発展、社員の幸福、株主の満足感は三位一体である」に基づき、バランスの取れた経営と倫理規範に規定した、ステークホルダーの立場の尊重を信条としています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	各工場におけるISO14000取得、CO2削減やゼロ・エミッションを目指した活動を行っています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページにおいて、情報開示方針を開示しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

基本方針

1. 取締役・従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、取締役会は「企業倫理規範」を制定する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という。)に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務運営、品質、環境、災害、コンプライアンス等にかかるリスクについては、リスク管理委員会が統括管理する。同委員会の指導の下、各部署において規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、リスクの管理低減に努める。リスク管理の状況については取締役会への報告事項とし、リスク管理担当取締役がリスク管理委員長となり、全社リスク管理の統括責任を負う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

役職員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び業務分配を含めた効率的な達成の方法を業務担当取締役が定め、事業部門からの月次報告を受け、取締役会は内容の分析・対応策の指示など目標達成の確度を高めるための施策を促し、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築する。

5. 当会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループのセグメント別の事業ごとに、それぞれの責任を負う執行役員を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与える。また、当社への決裁・報告制度により、子会社経営の管理を行う。

6. 監査役会がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制ならびにその従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役は内部監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができる。
内部監査室は監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けない。

7. 取締役及び従業員が監査役(会)に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は監査役(会)に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、月次の経営状況として重要な事項及び経営会議で決議された事項等を速やかに報告する。

8. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役(会)は「監査役監査規程」に則って監査を行うことにより監査の実効性を確保する。

整備の状況

当社の内部統制環境につきましては、企業倫理規範を遵守することを前提条件とし、各部門ごとに相互チェックを基本とした業務フローを元にした体制を整備しております。

なお、当社の企業倫理規範は次のとおりであります。

企業倫理規範

1. 社訓の精神のもと、組織・個人において誠実に行動し、総合力を発揮する。

2. 法令その他の社会的規範を遵守し、高い倫理観をもって企業活動を行う。

3. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力及び団体とは断固として対決する。

4. 社員の人格・個性を尊重し、安全な職場環境の維持に努める。

5. ステークホルダー(利害関係人)の権利を尊重する。

6. 地球環境への配慮を重点項目とし、社会的な責任を果たす。

7. 良き企業市民として地域社会へ貢献する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で挑み一切の関係を遮断する。
MARUWAグループ、コンプライアンスマニュアルで示し、社員に周知徹底している。

Ⅴ その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

